○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上できない製品)(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することが(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することが	2 (略) ・十四―トテカクロロ――・匹a・五・六・六a・七・十四―トテカクロロ――・匹a・e〕 [八] アンヌレン (別名・十一ジメタノジベンゾ [a・e] [八] アンヌレン (別名・十・十a・十一・十二・十二a―ドデカヒドロ――・四:七・十四―トテカクロロ――・匹・匹a・五・六・六a・七・・	一・二・三・四・七・八・九・十・十三・ル)エタン(別名メトキシクロル)	三十八 一・一・ーートリクロロ―二・二―ビス(メトキシフニーハ」という。)	一~三十六 (略)一~三十六 (略)げる化学物質とする。法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「第一種特定化学物質)	改正案
第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上できない製品)(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することが	2 (略)	(新設)	(新設)	一~三十六 (略)	現

)とする。が特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。が特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することげる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲

	二十二 デクロラン	二 八 七 U V 二 三 二	一~二十(略)	第一種特定化学物質
五 接着剤及びテープ四 シリコーンゴム四 シリコーンゴム四 シリコーンゴム	二 対旨に方を生じとみころころ 潤滑油	一 潤滑油一 潤滑油日 接着剤、テープ及びシーリング四 接着剤、テープ及びシーリング	(略)	製品

附

則

附

則

)とする。
が特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。
が特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。
することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入すること
げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替
欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲

第一種特定化学物質	製	吜
一~二十(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

3 1 期日までの間、 期日 二十六日 令和十二年二月 月三十一日 令和十八年十二 (経過措置) 法第二十五条の政令で定める用途は、 2 略 同表の下欄に掲げる用途とする。 (略) 同表の中欄に掲げる第一 ス 物質 デクロランプラ 第一種特定化学 略 略 用途 防衛省設置法 等に使用する断熱材の 十九年法律第百六十四 一号に規定する装備品 略 略 種特定化学物質につい 次の表の上欄に掲げる 第四条第一 (昭和二 項第十 3 1 期日までの間、 期日 令和十八年十二 月三十一日 (経過措置) 法第二十五条の政令で定める用途は、 2 略 同表の下欄に掲げる用途とする。 (新設) (略) 同表の中欄に掲げる第一 物質 第一種特定化学 略 略 (新設) 用途 略 略 種特定化学物質につい次の表の上欄に掲げる (新設)